

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	神崎市 特別児童扶養手当システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神崎市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神崎市長

公表日

平成27年4月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の受給資格者の管理
②事務の概要	特別児童扶養手当は、20歳未満で障害の状態にある児童を監護している父母(主として児童の成型を維持するいずれか一人)又は父母にかわって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持)する者に対して支給される手当である。 特別児童扶養手当の認定の際には、手当額が受給者の所得に応じて制限される他、障害を支給事由とする年金制度の給付と重複して受給できないなどの制限(併給調整)がある。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者情報ファイル 2. 児童情報ファイル 3. 受給者所得情報ファイル 4. 配偶者義務者所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 46号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 66号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部福祉課社会福祉係
②所属長	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画部市長公室秘書広報係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部福祉課社会福祉係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

